

## ■ 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の拡充

地域医療支援病院等での管理者要件として、医師少数区域等での勤務経験期間が令和8年10月1日より「1年以上」となるものの、以下に掲げる場合は、医師少数区域経験認定医師でない医師に対象医療機関を管理させることができる。

- (1) 令和2年4月1日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に病院を管理させる場合
- (2) 医師少数区域等に所在する公的医療機関及び国立病院機構等の病院を管理させる場合
- (3) 以下の i、ii 又は iii を合計して6月以上経験した者であって、かつ1年から i、ii 又は iii を経験した期間（ii 及び iii については、6月以内の期間に限る。）の合計を除いた期間、iv に従事した者として、都道府県知事が認めるものに病院を管理させる場合
  - i 医師少数区域等における診療
  - ii 医師少数区域等における臨床研修
  - iii 医師少数区域等所在病院等でない病院のうち臨床研修病院等における臨床研修指導医としての業務  
その他の医師少数区域等所在病院等でない病院における医療従事者に対する指導に係る業務
  - iv 病院又は診療所へ派遣されて行う診療、臨床研修病院等における医療従事者に対する指導その他の業務であって病院等の管理者となるに当たり経験する必要のある業務として地域医療対策協議会において協議が調ったもの
- (4) (1)～(3) の場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予期しなかった場合であって、認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合

### 前回協議事項（R8.7.31）

#### ・要件改正に向け、以下のとおり進めることとしてよいか。

＜進め方＞

- ～8月末：医対協での意見を踏まえ、府において「病院等の管理者となるに当たり経験する必要のある業務」を検討
- 9月中旬：医対協にて協議（書面開催）のうえ、要件決定
- 9月末：府HPにて「病院等の管理者となるに当たり経験する必要のある業務」を公表

#### ・「病院の管理者となるに当たり経験する必要のある業務」について、どのような業務が考えられるか。

- 例：府内基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院又は協力施設での指導医経験府内専門研修基幹施設又は連携施設での指導医経験  
同一系列法人以外の病院又は診療所の診療業務に従事するための一定期間（1ヶ月以上）にわたる継続的な派遣  
診療部長や診療科長としての診療科の運営及び診療体制の調整経験  
一定期間（6ヶ月以上）、病院における医療安全管理者としての経験



協議結果：府案のとおり進めることについて了承

# 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の例外規定について

## 協議事項

令和２年以降に臨床研修を開始した医師が、地域医療支援病院等において管理者となるにあたり、「管理者として経験する必要がある業務」として、以下の４項目を設定することとしてよいか。

| 経験する必要がある業務                        | 具体的な要件                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 設定理由                                                                                                                                                |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 臨床研修または専門研修の指導医経験                  | <p>以下何れかの施設における指導医経験※を有していること。</p> <p>※指導医要件を満たし、常勤医として勤務しているものの、指導対象となる医師（研修医・専攻医）がいない場合は、経験としてカウントしない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・府内臨床研修施設（基幹型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院又は協力施設）</li><li>・府内専門研修施設（専門研修基幹施設又は連携施設）</li></ul>                                                      | <p>・管理者は、病院の代表者として、医師をはじめ院内の医療従事者に対し、教育・指導を行う立場にあることから、指導医経験を通じ、教育や指導に関する能力向上を図る必要があると考えられるため。</p>                                                  |
| 同一系列法人以外の病院又は診療所に派遣され診療業務に従事した経験   | <ul style="list-style-type: none"><li>・病院間や病院診療所間において、同一法人以外の医療機関へ常勤医として派遣され※、派遣先医療機関において、診療業務に従事した経験を有していること。</li></ul> <p>※「派遣」の定義については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>（１）大学医局から関連病院への医局人事による派遣</li><li>（２）医療機関間での合意形成に基づく派遣</li><li>（３）専門研修における連携施設での研修</li></ul> | <p>・地域医療支援病院等の管理者は、地域における病院が担う役割を踏まえ、他の医療機関等との連携・調整を円滑に行う力が求められることから、同一系列法人以外の病院等への派遣経験を通じて、異なる医療機関の機能や地域の実情を把握し、連携調整力や診療能力の向上を図る必要があると考えられるため。</p> |
| 診療部長や診療科長としての診療科の運営及び診療体制の調整に関する経験 | <ul style="list-style-type: none"><li>・病院における診療部長または診療科長として、診療科の運営及び診療体制の調整に関する経験を有していること。</li></ul>                                                                                                                                                                                      | <p>・管理者は、病院の代表者として、病院全体の診療体制の構築・運営を行う立場にあることから、診療部長・診療科長としての運営・調整経験を通じ、組織運営等に関する能力の向上を図る必要があると考えられるため。</p>                                          |
| 病院における医療安全管理者としての経験                | <ul style="list-style-type: none"><li>・病院における医療安全管理者としての経験を有していること。</li></ul>                                                                                                                                                                                                             | <p>・管理者は、病院の代表者として、医療安全の確保や事故防止、緊急時の対応が求められるため、病院の医療安全管理者としての経験を通じ、医療安全管理能力や危機対応力の向上を図る必要があると考えられるため。</p>                                           |

※業務に関する経験期間について

・原則、経験期間として認定するのは1ヶ月単位とするが、妊娠・出産等による中断があった場合は、断続的な勤務の積算も可とする。

## <実績確認における手続き（国通知より抜粋）>

都道府県において、i～ivの経験等の実績を確認する必要があることから、医療機関及び地域医療対策協議会等において当該経験等を証する必要な書面をi～ivの経験等をした者に交付するとともに、当該者は、当該書面を適切に保管した上で、都道府県に対して必要な提出をすること。

i～ivの証明書発行：医療機関

i～ivの実績確認：都道府県、政令市又は中核市

（管轄保健所にて管理者変更の確認（i～ivの経験の合計が1年以上となっているか確認））

